

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定	障害福祉課	○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 ○ 警備業法に基づく講習 【選挙管理委員会】 【公安委員会】 選挙管理委員会 生活安全企画課	〃 〃 〃
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	〃		
○ 指定居宅介護支援の事業の廃止	長寿社会課		
○ 道路の区域変更	道路整備課		
【公告】			
○ 随意契約の相手方の決定	税務課		
○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請	県民生活交通課		
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	〃		
〃	〃		
〃	〃		
○ 平成二十八年度定期種畜検査に係る種畜証明書の交付	畜産課		
○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催	都市計画課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課		
〃	〃		

◎岡山県告示第四百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
井原薬局	井原市井原町1229-1	H28. 7. 1
守安歯科	笠岡市笠岡3606-3	H28. 5. 28
井上歯科医院	津山市日本原188-1	H28. 7. 1

◎岡山県告示第四百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十八年九月十六日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
しもがた薬局	真庭市下方584-1	H28. 7. 15
井原薬局	井原市井原町1229-1	H28. 6. 30
井上歯科医院	津山市日本原188-1	H28. 6. 30

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

◎岡山県告示第四百九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

杏会居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県玉野市和田五―二二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人杏会東医院

2 所在地

岡山県玉野市玉原二―六―一〇

三 廃止年月日

平成二十八年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇二二二

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

◎岡山県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 倉敷笠岡線
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市水江字往来北一二〇〇番四地先から 倉敷市西阿知町西原字鳴田七八五番一 地先まで		新	二五・〇 五三・八	一七九〇・七
倉敷市水江字往来北一二〇〇番四地先から 倉敷市西阿知町西原字鳴田七八四番一 地先まで		新	四・〇 七・八	一〇八九・五
倉敷市水江字往来北一一九八番六地先か 旧		旧		

ら 倉敷市西阿知町字中市南側六五〇番地先 を経て 倉敷市西阿知町西原字鳴田七八四番一 先地で		
	三・七 一五・七	
		二〇五四・五

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

〔三九五〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

法人二税の税制改正に伴う税務システムの改修業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成二十八年九月六日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

五 契約金額

四四、六八二、三〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、三〇九、八〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔三九六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年九月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人備中玉島フアーレ・アッシエーメ

三 代表者の氏名

平井 俊光

四 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島阿賀崎一丁目二番三一号 玉島テレビ放送株式会社内

五 定款に記載された目的

この法人は、主に倉敷市玉島を中心とする備中地域で暮らす人たちを対象として、地方で暮らす人たちが、個人の特性の多様性を理解しながら、共にゆたかな暮らしをしていくことを願い、個々の特性、社会的背景などの相互理解の推進と共に暮らす場の運営を行いながら、周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

〔三九七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年九月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人テッペン丸

三 代表者の氏名

池田 正人

四 主たる事務所の所在地

倉敷市水江八八七番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、その個人の生涯に通ずる福祉全般に関する事業を行い、障害有無に関わらず人が人としての尊厳を持ち、自立した生活が営めるような社会に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類及び役員に関する事項

〔三九八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CEALOGローバル・ハーモニー・ジャパン

三 代表者の氏名

佐藤 太郎

四 主たる事務所の所在地

石川県野々市市新庄二丁目三二七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、大人から子どもまでの一人ひとりが、それぞれの生きる喜びを見つけ、人との心のつながりを実感し、そして心豊かな生活を実現し、その上で、世界の一員として、国際人道支援をはじめとした社会奉仕活動に対する意識を深め、また実践していく社会を作り、もって世界平和及び国際協力の推進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

主たる事務所の所在地

〔三九九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年九月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グローバルハートスペース

三 代表者の氏名

ガユーナ亜弥迦

四 主たる事務所の所在地

石川県野々市市新庄二丁目三二七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、人道・自立支援に関する事業、世界平和並びに社会奉仕・人道支援の啓発及び推進に関する事業、日本と世界各国との協働・交流の推進に関する事業等、人々がそれぞれ生きる喜びを見つけ、人とのつながりを実感し、そして心豊かな生活を実現し、その上で世界の一員として国際人道支援をはじめとした社会奉仕活動に対する意識を深め、また実践していく社会をつくるための、「心のつながり」を活動指針とした各種事業を行い、世界平和の推進と国際協力を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

主たる事務所の所在地

〔四〇〇〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けた。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11336850697	平竹鶴	黒毛和種	H26. 7. 26	岡山県新見市	大安3の7の1	ちよやす3の7	2級	新見市哲多町田淵1626番地の1 有限会社哲多和牛牧場
31533020008	コヅワルドーW500017	その他	H26. 11. 14	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31533020001	コヅワルドーWPK4574	大ヨークシ ヤー種	H24. 12. 27	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31333010015	コヅワルドーWPM2064	大ヨークシ ヤー種	H24. 3. 29	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31433040002	コヅワルドーWPK1291	大ヨークシ ヤー種	H25. 2. 28	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31533020004	コヅワルドーWPK4900	大ヨークシ ヤー種	H25. 1. 10	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31633020001	コヅワルドーW500243	その他	H27. 11. 29	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31633020002	コヅワルドーW500102	その他	H27. 2. 20	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場

31633020003	コヅナルドーW500242	その他	H27.11.9	岡山県高梁市				級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31633020004	コヅナルドーR P W C C 9 3 6	ラシドレー ス種	H27.6.25	イギリス				級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31633020005	コヅナルドーR P W C C 9 7 7	ラシドレー ス種	H27.6.26	イギリス				級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31633020006	コヅナルドーR P W C C 9 5 7	ラシドレー ス種	H27.6.26	イギリス				級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31633020007	コヅナルドーR P W C C 9 7 8	ラシドレー ス種	H27.6.26	イギリス				級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31633020008	コヅナルドーR P W C D 1 6 7	ラシドレー ス種	H27.7.3	イギリス				級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31633020009	コヅナルドーR P W C D 1 6 8	ラシドレー ス種	H27.7.3	イギリス				級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
11076568128	J リード テレサ ビース ター E T	ホルスタイン 種	H20.6.2	北海道中川郡 豊頃町	エメラルドエーカーエス エー Tーバクスター	アイリツチ テレサ スト A フタゴ	ベ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11318512582	グリーンバレー スーパー ペンデイ E T	ホルスタイン 種	H23.4.12	北海道河東郡 音更町	シヤールスデール スー パーステイション E T	マウンツアイールド マ ーシュ ペキシジ E T		2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11320707341	マウンツアイールド スーパー マツキンリー E T	ホルスタイン 種	H23.5.22	北海道中川郡 幕別町	シヤールスデール スー パーステイション E T	マウンツアイールド マ ーシュ ペキシジ E T		2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11317305086	エンドリツチ フラツク C P ロジヤー	ホルスタイン 種	H23.10.23	北海道天塩郡 天塩町	コムスター ローソリテ イ E T	エンドリツチ フラツク C P オーブン		2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター

11335524032	L U X E ランカス カーレ ツヂ	ホルスタイ ン種	H23. 10. 11	北海道空知郡 上富良野町	オーケーファーム ハー ト ランカスター E T	L U X E ヤノツシユ クツキー A E T	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11338722145	テイーウエーゾ スペース X E T	ホルスタイ ン種	H24. 3. 24	北海道中川郡 幕別町	ジレツト ウインドラ ツク E T	ワリークラーク ビー ゴールドクイン シルビ イー E T	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11367907001	リラファーム アドミラル バンジヨー E T	ホルスタイ ン種	H24. 8. 10	北海道川上郡 標茶町	スミスデン アドミラル E T	リラファーム ストーリ ー バンジヨー	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11399608006	エキスパート ビーコン エ グザイル E T	ホルスタイ ン種	H24. 8. 20	北海道河東郡 音更町	エンプロード ビーコン E T	スタントンズ ボルトン ズレーズ E T	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11376609491	アイゾラツク ライム バー ビー E T	ホルスタイ ン種	H25. 3. 16	北海道厚岸郡 浜中町	バーアーマーボーン ス ーダン C R I E T	グレンデアーヘイブン ボル バービー E T	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11210414458	平茂紀	黒毛和種	H17. 1. 1	鳥取県鳥取市	平茂勝	のりこ6の9	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11210401823	菊知恵	黒毛和種	H17. 8. 19	鳥取県東伯郡 琴浦町	美津照	みつやす1の1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11232239817	安茂糸	黒毛和種	H18. 4. 4	島根県益田市	安茂勝	まきこ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11017813010	花平国	黒毛和種	H19. 4. 8	広島県神石郡 神石高原町	第1花国	よしかつ4	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター

11246476703	茂晴国	黒毛和種	H21. 7. 27	徳島県阿波市	平茂晴	みついく 1 の 1	1 級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10676504383	百合清	黒毛和種	H21. 9. 17	宮崎県小林市	百合茂	まさふく 3	1 級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11256145300	福増	黒毛和種	H21. 2. 24	鳥取県鳥取市	安平吉	かつき 5	1 級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10853129323	福安日向	黒毛和種	H22. 10. 16	愛媛県大洲市	福安照	みゆき	2 級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11342808590	智光平	黒毛和種	H23. 4. 24	広島県三原市	光平照	ちえこ	2 級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11342807012	野村栄	黒毛和種	H23. 5. 8	広島県庄原市	茂勝栄	みつふくのむら 4	2 級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11342810166	美津花園	黒毛和種	H23. 10. 1	広島県三次市	第 1 花園	よしの 1	2 級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10854405280	福乃百合	黒毛和種	H23. 7. 18	北海道虻田郡 豊浦町	百合茂	なつひら 3	2 級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11335567770	宮福照	黒毛和種	H23. 5. 1	兵庫県養父市	丸宮土井	のぞむ 2	2 級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11350472769	泰百合	黒毛和種	H24. 1. 14	鳥取県倉吉市	百合茂	しげふく	2 級	津山市宮部下415

							一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11340840790	光平杉	黒毛和種	H24. 1. 17	広島県安芸高 田市	光平照	5 しばらぎ 1 の 5	2 級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
10270096123	安平光	黒毛和種	H23. 4. 8	鳥取県東伯郡 琴浦町	北平安	やすひらみつ	1 級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
10270096604	安秀照	黒毛和種	H23. 8. 28	鳥取県東伯郡 琴浦町	安秀 1 6 5	ふじてる 2	1 級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11334475113	勝利花	黒毛和種	H23. 2. 6	岡山県新見市	新初英	はやみ	2 級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11342824507	美津花勝	黒毛和種	H24. 3. 28	広島県三次市	勝忠平	みつはな 2	2 級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11348143039	福安勝	黒毛和種	H24. 3. 2	北海道勇払郡 厚真町	福安照	まさしげ	2 級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11377793007	勝清盛	黒毛和種	H24. 4. 7	栃木県鹿沼市	勝忠平	あいこ	2 級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11366584074	富士百合	黒毛和種	H24. 5. 25	栃木県大田原 市	美津百合	よしひらかつ	2 級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11340321114	福芳山	黒毛和種	H23. 6. 3	兵庫県美方郡 新温泉町	芳山土井	ひさふく	2 級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業

								岡岡山種雄牛センター
10270096314	福知恵	黒毛和種	H23. 7. 29	鳥取県東伯郡 琴浦町	菊知恵	みつてるひら 3	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11362497507	美恵福	黒毛和種	H24. 3. 13	鳥取県東伯郡 琴浦町	北乃大福	きくみえ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11362497538	光福久	黒毛和種	H24. 3. 14	鳥取県東伯郡 琴浦町	光平照	あゆみ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11362497675	福美津照	黒毛和種	H24. 3. 30	鳥取県東伯郡 琴浦町	福安照	みつてる 3	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
10858130560	芳福国	黒毛和種	H24. 7. 6	愛媛県大洲市	芳之国	やすざくら 1	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11360533818	光平安	黒毛和種	H24. 9. 23	広島県安芸高 田市	光平照	かやのいとう	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
1136286922	藤芳鶴	黒毛和種	H24. 1. 8	兵庫県朝来市	千代藤土井	しげよし	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11339759669	美津桜	黒毛和種	H24. 12. 15	栃木県那須塩 原市	美津百合	さくら 3 の 7	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11362497644	奥茂福	黒毛和種	H24. 3. 29	鳥取県東伯郡 琴浦町	奥安福	かみひら 1 の 1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター

11362498023	百合茂照	黒毛和種	H24. 8. 12	鳥取県東伯郡 琴浦町	百合茂	てるひめ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11346267935	晴勝安	黒毛和種	H25. 3. 26	広島県安芸高 田市	平茂晴	ひらなぎさ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11337293738	千秋重	黒毛和種	H25. 5. 13	香川県観音寺 市	美津照重	ちあき	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11362498191	福安照久	黒毛和種	H24. 8. 29	鳥取県東伯郡 琴浦町	福安照	みつひさ1の1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10859702759	芳平茂	黒毛和種	H25. 4. 3	栃木県那須塩 原市	芳之国	くにかつ106	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11389206717	奈津百合	黒毛和種	H25. 4. 1	岡山県岡山市	百合茂	なつみ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11346998709	美津久	黒毛和種	H25. 2. 25	鳥取県東伯郡 琴浦町	安福久	やすふくみ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11346999232	伯之国	黒毛和種	H25. 3. 31	鳥取県東伯郡 琴浦町	勝安波	かみしげ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11353445753	隆平国	黒毛和種	H25. 7. 30	栃木県那須塩 原市	隆之国	はつくに	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター

11346998952	清平照	黒毛和種	H25. 3. 9	鳥取県東伯郡 琴浦町	光平照	たけこ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
1142011758	芳照久	黒毛和種	H25. 8. 13	兵庫県美方郡 新温泉町	芳悠土井	てるしげ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11362497330	琴久光	黒毛和種	H24. 3. 5	鳥取県東伯郡 琴浦町	安福久	みつやすてる	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11346999409	照美福	黒毛和種	H25. 8. 2	鳥取県東伯郡 琴浦町	美津照重	ひさいん	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11346999546	百合安藤	黒毛和種	H25. 8. 10	鳥取県東伯郡 琴浦町	美津百合	やすみつ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11346999782	白照清	黒毛和種	H25. 8. 27	鳥取県東伯郡 琴浦町	美津照重	しげふじこ1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11438100119	照福久	黒毛和種	H25. 10. 4	鳥取県東伯郡 琴浦町	美津照重	あゆみ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11346254355	智平茂	黒毛和種	H25. 5. 5	広島県三原市	美津百合	ちえ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11378784721	百合勝照	黒毛和種	H25. 9. 10	徳島県三好市	美津百合	こたいし18	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11345181331	美津勝平	黒毛和種	H25. 10. 3	広島県安芸高	美津百合	ひらなぎさ	2級	津山市宮部下415

				田市				一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11260905388	隆久勝	黒毛和種	H25. 9. 24	香川県観音寺市	隆之国	ふくみ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11345171639	沖百合	黒毛和種	H25. 11. 18	広島県庄原市	百合茂	さゆり5	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11252458236	岡花園	黒毛和種	H25. 12. 15	岡山県津山市	花平国	たかみず81の1	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11455199585	勝福照	黒毛和種	H26. 2. 3	栃木県那須郡那須町	福安照	ふこく	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11438100669	光平清	黒毛和種	H26. 3. 13	鳥取県東伯郡琴浦町	光平照	みつひめ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11438100713	糸隆藤	黒毛和種	H26. 3. 19	鳥取県東伯郡琴浦町	隆之国	さつきふじ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11438100829	知晴福	黒毛和種	H26. 3. 29	鳥取県東伯郡琴浦町	菊知恵	ふじはるやす2	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11438100904	知恵久	黒毛和種	H26. 4. 5	鳥取県東伯郡琴浦町	菊知恵	かみふくひさ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター
11438100980	隆美津	黒毛和種	H26. 4. 11	鳥取県東伯郡琴浦町	隆之国	やすみつ	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業

								岡岡山種雄牛センター
11438101024	美国照久	黒毛和種	H26. 4. 18	鳥取県東伯郡 琴浦町	美国桜	みつひさ1の1	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11372242357	芳悠福	黒毛和種	H26. 5. 15	兵庫県美方郡 新温泉町	芳悠土井	ちはる8の2	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11367249880	美津久勝	黒毛和種	H26. 5. 15	島根県仁多郡 奥出雲町	美津照重	ふくひめ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11454215842	美津之国	黒毛和種	H26. 8. 4	愛媛県新居浜 市	美津照重	第8いちこの1	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11478451219	菊花美津	黒毛和種	H26. 8. 17	鳥取県東伯郡 琴浦町	菊花国	みつきた	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11478451530	光福広	黒毛和種	H26. 9. 12	鳥取県東伯郡 琴浦町	光平照	なな	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10861932458	美津福国	黒毛和種	H27. 2. 2	愛媛県大洲市	美津百合	やすざくら1	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11384777687	夢元	黒毛和種	H27. 4. 8	岡山県苫田郡 鏡野町	美津照重	第3ひろこ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

〔四〇一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年九月十六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年十月二十七日午後二時から

二 開催場所

浅口郡里庄町里見一一〇七一 里庄町福祉会館二階研修室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年九月二十三日から同年十月七日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は里庄町農林建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができず、提出者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

鴨方都市計画道路の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年九月二十三日から同年十月七日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び里庄町農林建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）又は里庄町農林建設課（浅口郡里庄町里見一一〇七一―二 電話〇八六五一六四―七二二四）

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

別紙様式

意見書

平成28年9月16日付けの岡山県公報で公告された鴨方都市計画道路の変更に
関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

〔四〇二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字九反ヶ坪二八六三―二、二八六三―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町一四八〇―一サンハイム八番館一〇二

万波 陽平

万波恵利子

三 許可番号

岡山県指令建指第一二一号

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

〔四〇三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字中尾四九七―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市早高一七八

佐藤 充倫

三 許可番号

岡山県指令建指第一三一号

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

〔四〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字免田一四八五―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市東阿曾一四八四―四

小野 浩司

小野 恵美子

三 許可番号

岡山県指令建指第一一六号

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

〔四〇五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字馬道上八八八一、八八八一二、八八九一、字北沖八九一五、八九六一、八九八一、字馬道上八八八一地先から八八九一―地先まで道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市北溝手二三五

株式会社エンスイ工業

代表取締役 難波 豊

三 許可番号

岡山県指令建指第二七号

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

〔四〇六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字馬道上八八八一、八八八一二、八八九一、字北沖八九一五、八九六一、八九八一、字馬道上八八八一地先から八八九一地先まで道

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市北溝手二三五

株式会社エンスイ工業

代表取締役 難波 豊

五 許可番号

岡山県指令建指第二七号

◎岡山県選管告示第七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年九月十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、九九九
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九九、九八九
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、〇五六	高梁市	九、二三五

平成28年9月16日 岡山県公報 第11822号

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝 津 山 市 ・ 田 苦 田 郡 ・ 郡	倉 敷 市 ・ 都 窪 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、五三八	一六、〇六一	一四、五四四	一七、七二三	三七、一八六	一三四、二三五	四六、四七〇	二六、七四五	三九、五九七
	久 米 郡	浅 口 市 ・ 浅 口 郡	美 作 市 ・ 英 田 郡	真 庭 市 ・ 真 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前 市 ・ 和 気 郡	新 見 市
	五、八一〇	一三、一〇九	八、七四一	一三、七三一	一二、三六八	一〇、七三一	一四、六〇六	八、九二二

◎岡山県公安委員会告示第百五十八号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十八年九月十六日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務及び身辺警備業務	平成二十八年十二月六日（火曜日）から同月十三日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

1 運搬警備業務

- (1) 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 身辺警備業務

最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

(3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通

ア 二1(1)又は二2に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）

及び履歴書

イ 二1(2)に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二1(3)に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二1(4)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二1(5)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十八年十月二十四日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

1 運搬警備業務

三万八千円

2 身辺警備業務

三万四千円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

合わせて二十人（同時に講習を受けることはできない。）とする。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。